

○国土交通省令第二十三号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第十一条第二項及び第五十八条第二項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十二年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表中「財団法人マンション管理センター（昭和六十年八月十六日に財団法人マンション管理センターという名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人マンション管理センター」に改める。

第六十六条の次に次の二条を加える。

（指定試験機関の指定）

第六十六条の二 法第五十八条第一項に規定する指定試験機関（次条において「指定試験機関」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

指定試験機関	主たる事務所の所在地	指定をした日
一般社団法人マンション管理業協会	東京都港区虎ノ門一丁目十 三番三号	平成十三年八月十日

第六十七条中「第二十四条まで」の下に「（第十条第三項を除く。）」を加え、「法第五十八条第一項に規定する」及び「同条第三項の表中「財団法人マンション管理センター（昭和六十年八月十六日に財団法人マンション管理センターという名称で設立された法人をいう。）」とあるのは「社団法人高層住宅管理業協会（昭和五十四年十一月十五日に社団法人高層住宅管理業協会という名称で設立された法人をいう。）」と、「東京都千代田区一ツ橋二丁目五番五号」とあるのは「東京都港区虎ノ門一丁目十
三番三号」とを削る。

附 則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。